
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	投資信託の時価の算定に関する取扱い

本日の検討の概要

1. 本日の企業会計基準委員会においてご議論いただく事項についてご説明する。

投資信託の時価の算定に関する取扱い

2. 2019年7月4日に公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定基準適用指針」という。)第26項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている。
3. また、時価算定基準適用指針第27項において、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額に関する注記を要しないこととしている。
4. 本日は、第2項に記載した投資信託の時価の算定に関するASBJ事務局が整理した主な論点及びそれに対する分析について、ご意見をお伺いしたい(審議事項(3)-2)。

以 上